

避難情報の発令判断・伝達マニュアル  
(高潮災害編)

【作成例】

令和 年 月

● ● 市(町・村)

## 〈 目 次 〉

1	避難情報の発令対象とする高潮災害	2
2	避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域	2
3	避難情報の発令を判断するための情報	3
4	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	4
5	避難情報の発令基準	5
6	避難情報の解除基準	5
7	協力・助言を求めることのできる機関	6
8	避難情報の伝達方法	6
9	避難情報の伝達文	7

## 1 避難情報の発令対象とする高潮災害

### <対象（立退き避難が必要な災害事象）>

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

## 2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難情報の発令対象区域は、高潮発生 of 切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする次に掲げる区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても、同様の考え方により浸水するおそれのある区域を基本とする。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等。
- 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲。
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする）
  - ・ 地下鉄、地下街、建物の地下部分
  - ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
  - ・ 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

### 3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	《気象庁ホームページ》 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/">https://www.jma.go.jp/jma/</a>
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所で適時発表される。	《気象庁ホームページ》
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 <a href="https://www.bousai-hokkaido.jp/">https://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁ホームページ》
暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（警戒レベル2）	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
高潮警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
高潮特別警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
潮位観測情報	気象庁	3日間（昨日・今日・明日）又は1日毎の潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示したものが5分又は10分毎に更新される。	《気象庁ホームページ》 《防災情報提供センター（国土交通省）》 <a href="https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/">https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/</a>

#### 4 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p><b>危険な場所から高齢者等は避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p><b>危険な場所から全員避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p><b>命の危険、直ちに安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

## 5 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</li> <li>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</li> <li>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●地区</li> <li>●●地区</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</li> <li>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●地区</li> <li>●●地区</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水門、陸閘等の異常が確認された場合</li> <li>2 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</li> <li>3 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合</li> </ol> <p>※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位</p> <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 海岸堤防等が倒壊した場合</li> <li>5 異常な越波・越流が発生した場合</li> <li>6 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●地区</li> <li>●●地区</li> </ul>

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

## 6 避難情報の解除基準

避難情報の解除については、当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

## 7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区（●●地方）気象台 帯広測候所 【電話番号●●－●●●●●】	・気象、地象、水象に関する事。
●●開発建設部●●課（●●事務所） 【電話番号●●－●●●●●】	・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
●●（総合）振興局地域創生部地域政策課 【電話番号●●－●●●●●】	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。
各管理者 【電話番号●●－●●●●●】	・●●海岸における海岸施設等に関する事。

## 8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 （災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送 視聴者
		ラジオ放送 聴取者
		緊急速報メール 市町村内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線（同報系）	住民
総務課	ホームページ、ツイッター等のSNS	PCユーザー等
総務課	登録制メール	事前登録者
広報課	広報車	住民等（巡回ルート）
●●消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）
	電話又はFAX	消防団
福祉課	電話又はFAX	要配慮者利用施設（※）
住民課	電話又はFAX	町内会、自主防災組織、避難支援関係者
教育委員会	電話又はFAX	学校等
総務課	電話	●●（総合）振興局 ●●開発建設部 札幌管区（●●地方）気象台 ●●警察等

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 9 避難情報の伝達文

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、●●地区の高潮浸水想定区域※1（又は、高潮浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。
- 地区の高潮浸水想定区域※1（又は、●●地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※4、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- 今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。※5

### (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、●●地区の高潮浸水想定区域※1（又は、高潮浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- 地区の高潮浸水想定区域※1（又は、●●地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※6
- 今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。※5



### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

(高潮氾濫が切迫している状況)

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）

■こちらは、●●市（町・村）です。

■●●地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、●●地区の高潮浸水想定区域※1（又は、高潮浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(高潮氾濫発生を確認した状況)

■緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）

■こちらは、●●市（町・村）です。

■●●地区で高潮氾濫が発生したため、●●地区の高潮浸水想定区域※1（又は、高潮浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。（注）

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

※1 浸水想定区域<旧市町村界単位、浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度の場合。

※2 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度の場合

※3 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

① 自宅・施設等が高潮時の越波や浸水により流出するおそれのある区域に存していないこと

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること

※4 地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※5 暴風が予想される場合に伝達する。

※6 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

●●市（町・村）：警戒レベル4 避難指示

●●／●● ●●：●●

地区：●●地区

避難場所：●●小学校、●●会館

理由：高潮のおそれ

備考：●●地区の高潮浸水想定区域（浸水想定区域である●●地区）にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。